

## リスク管理情報等

### ■ リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

単位：百万円、%

	18年度末	19年度末	増 減	
<b>リスク管理債権総額</b>				
(A) = ① + ② + ③ + ④	867	1,855	988	
<b>破綻先債権額①</b>	167	806	639	
<b>延滞債権額②</b>	648	1,028	380	
<b>3ヶ月以上延滞債権額③</b>	0	0	0	
<b>貸出条件緩和債権額④</b>	52	21	△31	
<b>保全額合計</b>	(D) = (B) + (C)	764	1,817	1,053
	<b>担保・保証付債権額 (B)</b>	403	412	9
	<b>貸倒引当金残高 (C)</b>	361	1,405	1,044
<b>保 全 率</b>	(D) / (A)	88.1%	98.0%	

(注1) 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

(注2) 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。

(注3) 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）をいいます。

(注4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1、注2、注3に掲げるものを除く。）をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額 (B)」は、「リスク管理債権総額 (A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「貸倒引当金残高 (C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

### ■ 金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

単位：百万円、%

	18年度末	19年度末	増 減	
<b>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</b>	421	1,399	978	
<b>危険債権</b>	394	435	41	
<b>要管理債権</b>	52	21	△31	
<b>不良債権額合計 (A)</b>	867	1,855	988	
<b>正常債権</b>	8,983	5,855	△3,128	
<b>保全額合計</b>	(D) = (B) + (C)	764	1,817	1,053
	<b>担保・保証付債権額 (B)</b>	403	412	9
	<b>貸倒引当金残高 (C)</b>	361	1,405	1,044
<b>保 全 率</b>	(D) / (A)	88.1%	98.0%	

(注1) 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 「要管理債権」とは、基本的には、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。

(注4) 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。

(注5) 「担保・保証付債権額 (B)」は、「金融再生法開示債権総額 (A)」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。

(注6) 「貸倒引当金残高 (C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。